

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	ダイオキシン類対策特別措置法	法令番号	平成 1 1 年法律第 1 0 5 号				
手続名	特定施設に係る事故時の措置命令	根拠条項	第 2 3 条第 3 項				
処 分 基 準	<p>(1) 処分を行う場合 特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合で、当該事故に係る工場・事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときに処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度 その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずる。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	保健福祉事務所	交付 機関	保健福祉事務所	目次 No.	